

東浦町立老人憩の家等開放事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町立老人憩の家及び東浦町東ヶ丘交流館（以下「憩の家等」という。）の一般開放事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 事業は、町内各地区にある憩の家等を一般開放することにより、誰もが気軽に利用できる施設を確保するとともに、家庭内に閉じこもりがちな高齢者に社会参加を促すことにより、もって高齢者の健康の維持と地域での交流の促進を図ることを目的とする。

(事業の実施場所及び日時)

第3条 事業の実施場所等は憩の家等とし、開放日時は別に定める。

(利用者)

第4条 事業の利用者は、概ね65歳以上の高齢者とする。

2 前項の利用者と同伴し当該事業を利用しようとする者は、同項に規定する利用者とみなす。

(利用料)

第5条 事業の利用料は、無料とする。

(罰則)

第6条 町長は、事業の利用者が故意又は過失によって施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害の全部又は一部を賠償させることができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。